

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号

102

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

公益認定申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

内閣府が構築している公益認定等総合情報システム(PICTIS)における国、都道府県、市町村の納税情報連携機能を実装すること(例:PICTISと既存システム(e-TaxやeLTAXなど)を連携させ、既存システムから納税情報を取得できるようにする)。

上記の早期実現が難しい場合、既存システムとの連携により納税情報の取得が可能となるまでの経過措置として、納税情報に係る地方公共団体独自の情報連携体制(納税情報のバックオフィス連携システム等)が構築されている場合には、該当する地方公共団体の納税証明書に限り添付を省略できる旨を公益認定法施行規則第5条第3項第6号に追加すること。

具体的な支障事例

公益認定申請は、一般社団法人又は一般財団法人が、行政庁(知事又は内閣総理大臣)から認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となるための手続である。

公益認定申請書には国税及び地方税の納税証明書の添付が義務付けられている(公益認定法施行規則第5条第3項第6号)が、内閣府が構築している公益認定等総合情報システム(PICTIS)で電子申請をする場合であっても、国税、県税、市町村税それぞれの納税証明書をPDFでシステムに登録する必要があり、申請法人は、納税証明書の取得手続の手間が生じている。

とりわけ都道府県税の納税情報については、自団体で有する情報であるにもかかわらず、申請者が納税証明書を取得する必要があり、申請者にとっては、所轄の県税事務所まで赴いたうえ、証明書交付手数料を支払う負担、地方公共団体にとっては納税証明書発行にかかる事務負担が生じているところである。

【参考】当県では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付省略を目指している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、行政事務の効率化及び申請者の負担軽減・利便性向上につながる。

根拠法令等

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条第2項第6号、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第5条第3項第6号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、相模原市、長野県、兵庫県、香川県

○公益認定の申請は、内閣府が構築した全国統一の事務支援システムを利用しており、当県における公益認定申請においても、提案県と同様、別途、納税証明書を取得した上でシステムに添付する必要があるため、手間と費用を要するため申請者の負担になっている。

○申請者の負担軽減・利便性向上につながるため、システム及び制度改正を行っても差し支えないものと考えられる。ただし、PICTIS と納税情報が連携した場合、将来的には新規認定時だけでなく、事業報告に添付する納税証明についても同様に取り扱いを求められるものと思われるが、県において、納税情報を取得するための事務負担が追加で発生しない、既存の登記情報連携システムのような体制が望ましいものと思われる。

○公益認定申請だけでなく、毎事業年度の経過後3か月以内に提出が義務付けられている事業報告等において、公益法人は、国税、県税、市町村税それぞれの納税証明書を添付する必要がある。(公益認定法施行規則第38条第1項第1号)特に、地方税にあっては、従たる事務所としての登記の有無にかかわらず、全ての事務所所在地について提出することとなっていることから(定期提出書類の手引きより)、複数の事務所を有する法人にあっては、国、県、主たる事務所所在地の市町村の3か所にとどまらず、4か所以上に出向いて納税証明書を取得し、提出しなければならない場合もある。申請者(公益法人)及び地方公共団体の双方に事務負担が生じているところである。

各府省からの第1次回答

公益認定法施行規則第5条第3項第6号に規定する滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書について、様々な観点から関係省庁とも協議の上、負担軽減に向けて検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公益認定等総合情報システム(PICTIS)と既存システム(e-Tax や eLTAX など)を連携させ、既存システムとの連携により納税情報の取得が可能となることについて、前向きにご検討いただきたい。
また、上記のシステム連携が実現するまでの経過措置として、納税情報に係る地方公共団体独自の情報連携体制(納税情報のバックオフィス連携システム等)が構築されている場合には、該当する地方公共団体の納税証明書に限り添付を省略できる旨を、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に追加することも求めているところ、こちらについては早期実現に向けて、検討の内容及びスケジュールについて、お示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

システム連携により、公益法人に係る納税情報を一元的に内閣府のシステム(POSS)で取得できるようにすることは、納税情報に係る守秘義務等の観点から慎重な検討が必要と考えている。

納税証明書は、認定法第6条第5号に掲げる欠格事由である、国税及び地方税に係る滞納処分の有無を確認するために提出を求めており、公益認定申請の際には引き続き提出を求める必要がある。ただし、行政庁が公益法人に対する滞納処分の有無を把握する方法として、各公益法人が毎年度の事業報告において納税証明書を添付する方法ではなく、より簡便な方法によることで公益法人、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減できないかについて検討する。また、これに先行して、現行の納税証明書の添付について、これまですべての事業所所在地における納税証明書の添付を求めている取扱いを、少なくとも事業報告においては、納税義務があったものに限り提出を求める方向で対応を検討している。

5【内閣府】

(5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平18法49)

公益社団法人及び公益財団法人(以下「公益法人」という。)が毎事業年度に行政庁(3条。以下この事項において同じ。)に提出する、当該法人が滞納処分を受けたことがないことの証明書(22条1項及び施行規則38条1項1号)については、その提出を一部不要とするなど、公益法人、行政庁、国税当局及び地方税当局の負担を軽減する方法について検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。